

奈良県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、和歌山県との境界に係る道路の管理について、和歌山県と協議が成立した内容は、次のとおりである。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 協定区間

| 路線名 | 区間 | 延長 | 管理者 |
|--------------|---|------------------------------------|------|
| 一般国道 一六九号 | 和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル和歌山県坑口から和歌山県新宮市熊野川町葛川橋西詰まで 和歌山県新宮市熊野川町竹筒トンネル和歌山県坑口から和歌山県新宮市熊野川町葛山トンネル和歌山県坑口まで | 七一三二・五八メートル （うち奈良県側五七六二・七九メートル） | 和歌山県 |

二 協定締結日

平成三十一年三月二十五日